

議案第 57 号

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 3 年 6 月 4 日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 17 年佐野市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

駅南公園西地区地区 整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された 駅南公園西地区地区計画の区域のうち、地区整備計 画が定められた区域
---------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

駅南公 園西地 区地区 整備計 画区域	全地 区	次に掲げる建 築物 (1) 法別表 第 2 (に) 項第 6 号 に掲げる もの (2) 法別表 第 2 (へ) 項第 5 号 に掲げる もの (3) 車庫 (主たる	100 平方メ ートル。ただ し、巡査派出 所、公衆電話 所その他これ らに類する公 益上必要な建 築物の敷地と して使用する 場合を除く。	地区整備計画 における地区 施設である幅 員 12 メート ルの道路の境 界線までの距 離は、0.5 メートル以 上。ただし、 建築物又は建 築物の部分が 次の各号のい ずれかに該当 する場合を除
---------------------------------	---------	--	---	---

建築物に
附属する
ものを除
く。)

(4) 自動車
修理工場

く。

(1) 外壁又
はこれに
代わる柱
の中心線
の長さの
合計が3
メートル
以下であ
るもの

(2) 物置そ
の他これ
に類する
用途に供
し、軒の
高さが
2.3メ
ートル以
下で、か
つ、床面
積の合計
が5平方
メートル
以内であ
るもの

(3) 高さ3
メートル
以下の車
庫（平屋
建ての開

				放性のあるものに限る。)	
--	--	--	--	--------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

駅南公園西地区地区整備計画区域における建築物に関する制限を定めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第57号参考資料

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行						改 正 案						
別表第1 (第2条関係)						別表第1 (第2条関係)						
名称		区域				名称		区域				
(略)		(略)				(略)		(略)				
						<u>駅南公園西地区地区整備計画区域</u>		都市計画法第20条第1項の規定により告示された駅南公園西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域				
別表第2 (第3条、第4条、第5条、第5条の2関係)						別表第2 (第3条、第4条、第5条、第5条の2関係)						
地区整備計画区域	地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	地区整備計画区域	地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	
		建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限 (外壁の後退距離)	建築物の高さの最高限度			建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限 (外壁の後退距離)	建築物の高さの最高限度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
						<u>駅南公園西地区地区整備計画区域</u>	<u>全地区</u>	<u>次に掲げる建築物</u> (1) <u>法別表第2 (に) 項第6号に掲げるもの</u> (2) <u>法別表第2 (へ) 項第5号に掲げる</u>	<u>100平方メートル。ただし、</u> <u>巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合を除く。</u>	<u>地区整備計画における地区施設である幅員12メートルの道路の境界線までの距離は、0.5メートル以上。ただし、建築物又は建築物の部分が</u>		

		<p><u>もの</u> <u>(3) 車庫 (主</u> <u>たる建築物に</u> <u>附属するもの</u> <u>を除く。)</u> <u>(4) 自動車修</u> <u>理工場</u></p>		<p><u>次の各号のい</u> <u>れかに該当す</u> <u>場合を除く。</u> <u>(1) 外壁又は</u> <u>これに代わる</u> <u>柱の中心線の</u> <u>長さの合計が</u> <u>3メートル以</u> <u>下であるもの</u> <u>(2) 物置その</u> <u>他これに類す</u> <u>る用途に供</u> <u>し、軒の高さ</u> <u>が2.3メート</u> <u>ル以下で、か</u> <u>つ、床面積の</u> <u>合計が5平方</u> <u>メートル以内</u> <u>であるもの</u> <u>(3) 高さ3メ</u> <u>ートル以下の</u> <u>車庫 (平屋建</u> <u>ての開放性の</u> <u>あるものに限</u></p>
--	--	---	--	---

